三　当該教育訓練等の対象となる法第六十八条の十五の六第三項第一号に規定する国内雇用者の氏名

四　その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称

第二十二条の三十六の見出しを「（情報流通円滑化設備の特別償却）」に改め、同条中「第一条第一項第一号」を「第一条第一項第二号」に改め、「のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するもの」を削る。

第二十二条の四十を削る。

第二十二条の四十一中「第三十九条の六十三第一項」を「第三十九条の六十二第一項」に、「第六十八条の三十四第一項」を「第六十八条の三十三第一項」に改め、同条を第二十二条の四十とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第二十二条の四十一　法第六十八条の三十四第一項及び第二項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産（同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する企業主導型保育施設用資産）に係る事業所内保育施設（同条第一項に規定する事業所内保育施設をいう。次項において同じ。）における同条第一項に規定する保育事業の運営費につき交付を受ける子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金とする。

2　施行令第三十九条の六十三第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の三十四第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が同項の新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに同項に規定する幼児遊戯用構築物等の取得又は製作若しくは建設をすること及び当該連結親法人又はその連結子法人が当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受けることが確認できる書類とする。

第二十二条の六十一の二第一項を削り、同条第二項中「認定計画等」を「認定計画」に改め、同項を同条とする。

第二十二条の六十一の三第三項中「認定計画等」を「認定計画」に改める。

第二十二条の六十四第三項中「及び第六十八条の七十二第四項」を「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項若しくは第四項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同条第四項中「第六十八条の七十一第十六項」の下に「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「又は第六十八条の七十一第九項」を「（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項」に改め、同項第二号中「又は第六十八条の七十一第九項」を「（法第六十八条の七十一第九項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第五号中「収用等」の下に「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等）」を加え、同項第六号中「又は第六十八条の七十一第九項」を「、第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第一項」に改め、同項第八号中「において準用する」を「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項において準用する」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、同条第五項中「及び第三項」を削り、「収用等」を「同項に規定する収用等（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等）」に、「これらの規定に」を「法第六十八条の七十一第一項に」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「同条第一項又は第三項（これらの規定を」を「同条第一項（」に改め、「第六十八条の七十一第十四項」の下に「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び施行令第三十九条の九十九第十八項」を削り、「財務省令で定める書類は、第三項に規定する書類のほか」を「明細書の添付には」に改め、「記載した書類」の下に「の添付」を加え、同条第八項中「第六十八条の七十一第四項」の下に「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「事項と」を「事項（法第六十八条の七十一第三項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等。第五号において同じ。）のあつた日以後二年を経過した日から法第六十八条の七十一第三項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき同項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする場合にあつては、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を含む。）と」に改め、同項第一号中「に規定する」を「又は第六十八条の七十二第三項に規定する」に改め、同項第二号中「の規定」を「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第六号中「に規定する」を「又は第六十八条の七十二第一項に規定する」に改め、同項第八号中「の規定」を「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定」に、「同項」を「法第六十八条の七十一第三項」に改め、同条第九項中「第六十八条の七十一第六項」の下に「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「に規定する」を「又は第六十八条の七十二第三項に規定する」に改め、同項第二号中「の規定」を「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第六号中「に規定する」に改め、同項第五号中「の規定」を「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定」に、「同項第二号」を「法第六十八条の七十一第五項第二号」に改め、同項第六号中「に規定する」を「又は第六十八条の七十二第一項に規定する」に改め、同条第十項中「の所轄税務署長の」を「（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の所轄税務署長の」に、「同項」を「法第六十八条の七十一第十八項」に改める。

第二十二条の六十五第三項中「第六十八条の七十三第四項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十二条の七十一を次のように改める。

第二十二条の七十一　削除

第二十二条の七十三の次に次の一条を加える。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例）

第二十二条の七十三の二　施行令第三十九条の百十第二項第一号ロに規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一　施行令第三十九条の百十第二項第一号ロに規定する前期期末時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額

二　施行令第三十九条の百十第二項第一号ロに規定する特別事業再編対象法人の同号ロの取得の日における基準株式数（会社法施行規則第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。）

三　前号の取得をした同号の特別事業再編対象法人の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数（会社法施行規則第二十五条第五項に規定する株式係数をいう。）を乗じて得た数の合計数

第二十二条の七十五第二号中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第二十二条の七十六第二項中「第三十九条の百十四の二第十九項第三号」を「第三十九条の百十四の二第二十項第三号」に、「第二十項」を「第二十四項」に、「及び第十九項」を「及び第二十三項」に改め、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第三十九条の百十七の三第六項」を「第三十九条の百十七の三第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第三十九条の百十七の三第五項」を「第三十九条の百十七の三第七項」に、「政令」を「外国金融機関に準ずるものとして政令」に改め、同項第四号中「第三十九条の百十六第一項第一号イ」を「第三十九条の十七第三項第一号イ」に、「外国金融機関」を「特定外国金融機関」に、「第二十項第五号」を